



一般財団法人 千葉県社会保険協会

月刊 社保ちば

目次

● 日本年金機構からのお知らせ ●

- 今年度の算定基礎届事務説明会について 2
- 月額変更届出(随時改定)について 3

● 協会けんぽ千葉支部からのお知らせ ●

- 令和2年度協会けんぽの生活習慣病予防健診のご案内 ... 4
- 傷病手当金・出産手当金申請について 5
- 船橋・市川年金事務所内の出張窓口閉鎖について ... 5
- 年金事務所出張窓口のご案内 5

● 千葉県社会保険協会からのお知らせ ●

- 令和2年度「社会保険の事務手続」テキスト配付のご案内 ... 6
- 補助券(割引券)ご利用に際してのお願い 6
- 「蓮沼ウォーターガーデン」入園割引券配付について 7
- 社会保険相談のご案内 8
- 社会保険相談申込書 9
- 社会保険相談のお申込みから相談までの流れについて ... 10

千葉県社会保険協会のホームページ ➔ <https://shaho-chiba.jp>



スマホ対応してます

● 日本年金機構からのお知らせ ●

今年度の算定基礎届事務説明会について

新型コロナウイルス感染拡大防止をめぐる昨今の情勢から、今年度の算定基礎届事務説明会は、**会場へお集まりいただくことに代えて**、日本年金機構ホームページに掲載した資料及び動画を皆さまにご覧いただくことにより実施することといたしました。

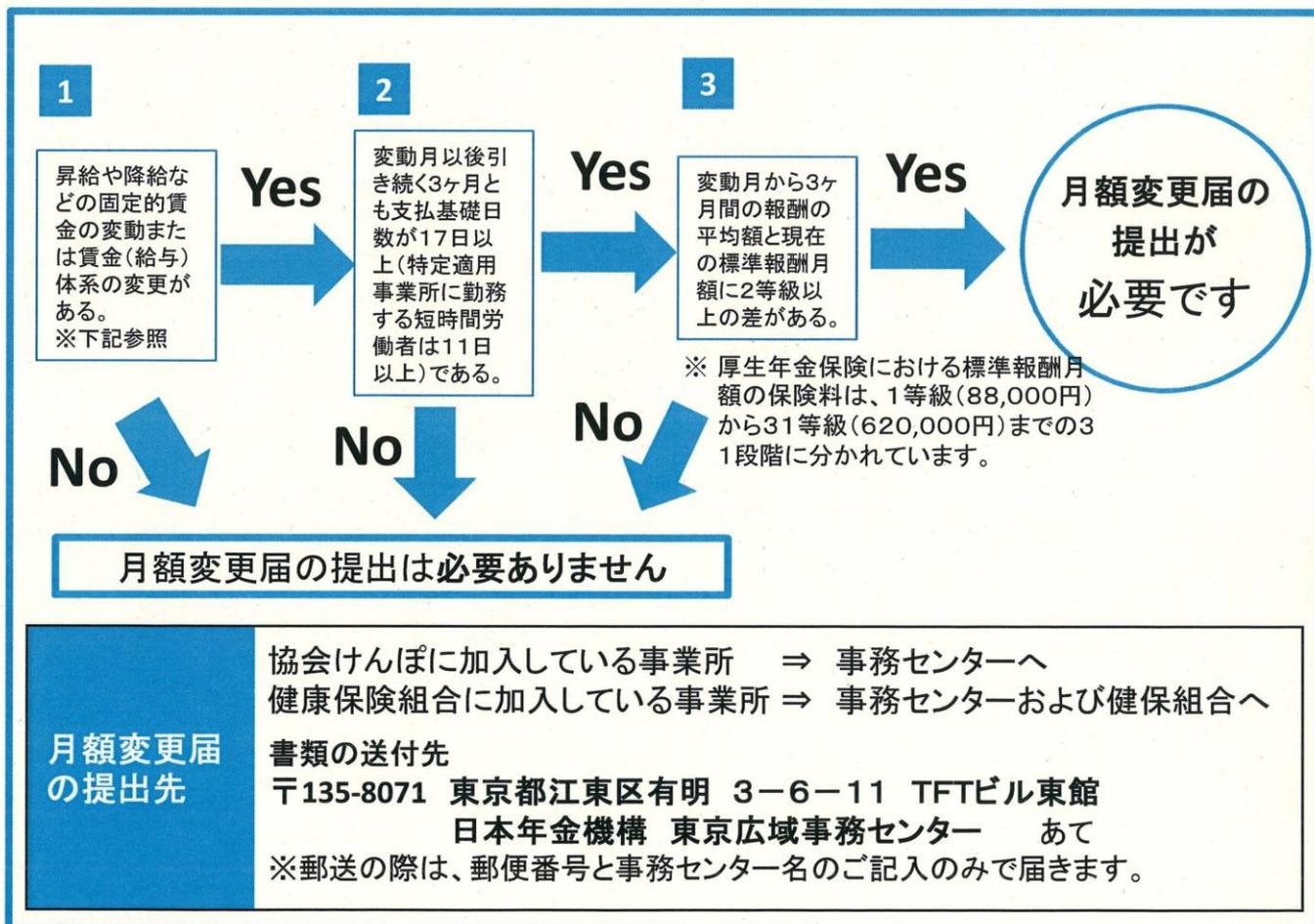
5月下旬に、日本年金機構ホームページの大切なお知らせ等からアクセスいただけるページに「算定基礎届」の記載方法等に関する資料及び動画を掲載しますので、そちらをご確認いただくようお願いいたします。

※会場へお越しいただくことのないようご注意ください。

月額変更届(随時改定)について

毎年1回の「算定基礎届」による定時決定で決定された各被保険者の標準報酬月額額は、原則として1年間(9月から翌年8月まで)使用されますが、昇給や降給などにより、報酬の額に大幅な変動があったときは、実際に受ける報酬と標準報酬月額との間に隔たりがないよう、次回の定時決定を待たずに標準報酬月額の変更を行います。これを随時改定といい、その届出を月額変更届といいます。

◎ 月額変更届は、次の3つすべてに該当したときに必要です



月額変更届の提出先

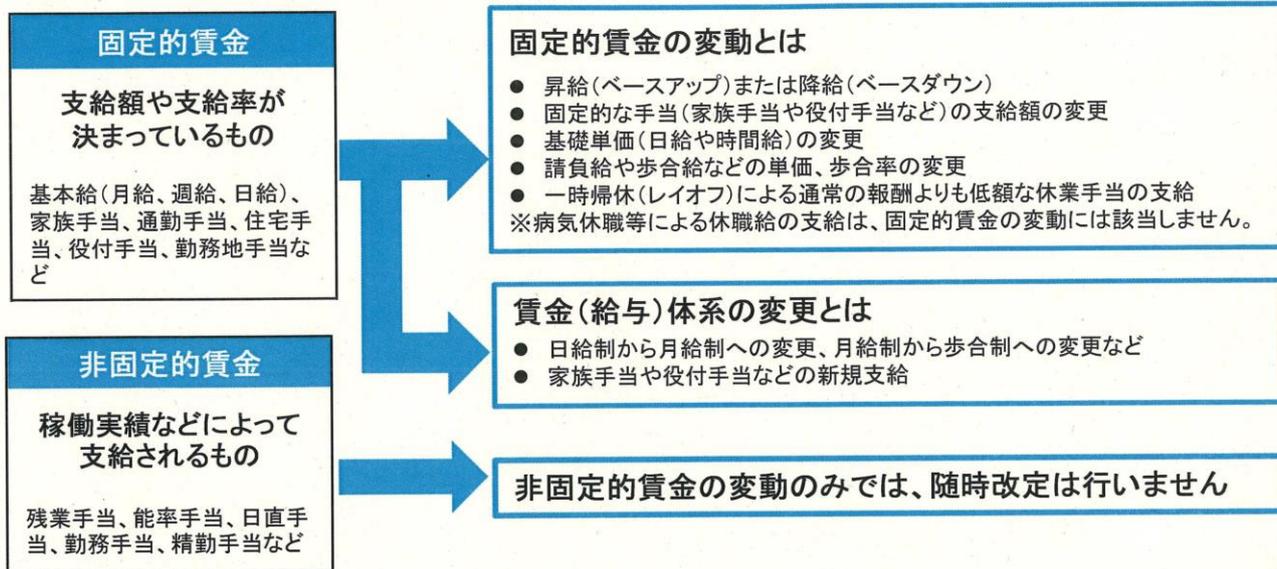
協会けんぽに加入している事業所 ⇒ 事務センターへ
健康保険組合に加入している事業所 ⇒ 事務センターおよび健保組合へ

書類の送付先
〒135-8071 東京都江東区有明 3-6-11 TFTビル東館
日本年金機構 東京広域事務センター あて

※郵送の際は、郵便番号と事務センター名のご記入のみで届きます。

◎ 固定的賃金の変動・賃金(給与)体系の変更について

臨時改定は、固定的賃金の変動した場合に行われます。固定的賃金とは、稼働実績などに関係なく支給額や支給率が決まっているもので、非固定的賃金とは、稼働実績などにより支給されるものです。



◎ 随時改定(月額変更)の対象とならない場合

固定的賃金は増加しても非固定的賃金が減少したため、3ヶ月間の平均額が2等級以上下がった場合、または、固定的賃金は減少しても非固定的賃金が増加したため、3ヶ月間の平均額が2等級以上上がった場合などは、2等級以上の差が生じても随時改定には該当しません。したがって、月額変更届の提出は必要ありません。

固定的賃金の変動と月額変更届の提出必要の要否【↑...増額 ↓...減額】

報酬	固定的賃金	↑	↑	↓	↓	↑	↓
	非固定的賃金	↑	↓	↓	↑	↓	↑
3ヶ月の平均額(2等級以上の差) ※非固定的賃金(残業手当等)を含めた総支給額		↑	↑	↓	↓	↓	↑
月額変更届の提出要否		○	○	○	○	×	×

変動の原因である「固定的賃金」の矢印と変動の結果である「3ヶ月の平均額」の矢印が同じ向きときは、随時改定に該当します。逆の向きときは、随時改定に該当しません。

※3ヶ月間に支払基礎日数が17日未満(特定適用事業所に勤務する短時間労働者は11日未満)の月が1ヶ月でもあれば、月額変更届は不要です。

○平成30年10月改定以降の随時改定について、一定の要件に該当する場合、従業員の同意を得た上で、年間平均による随時改定の届出をすることができます。詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。管轄の年金事務所にお問い合わせください。

協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

▼ 事業主様へ ▼
ぜひ職場内で回覧をお願いいたします。

令和2年度 協会けんぽの生活習慣病予防健診のご案内

～健診機関へ予約するだけ！！～

「生活習慣病予防健診」予約方法

令和2年度から、協会けんぽへの申込み手続きは不要となりました。

以下の手順で受診していただくようお願いいたします。

① 受診を希望する健診機関に 予約する



協会けんぽの
生活習慣病予防健診の
予約をしたいのですが。

予約の際に伝えることは・・・

健康保険 被保険者証	本人（被保険者）	0011
記号	21700023	80
番号	21	21
氏名	協会 太郎	
生年月日	平成 元年 5月 10日	
性別	男	
住所	千葉県千葉市 平成 20年 6月 1日	
保険者番号	0101010116	

- 氏名 ● 連絡先 ● 住所 ● 生年月日および性別
- 保険証の保険者番号 ● 保険証の記号および番号
- 健診受診希望日

② 健診を受ける

受診当日は、健康保険証を
必ずお持ちください。また、健診
機関からの案内や検便の検査
容器などがある場合はそちらも
忘れずに。



健診対象者が多い事業所は**情報提供サービス**をご活用ください（50名以上を推奨）

情報提供サービスはインターネットを利用したサービスです。健診対象者一覧をCSVデータでダウンロードすることができ、それを加工（追加で必要な情報の入力や、受診しない対象者を削除等）することで、予約申込者（受診予定者）のエクセルデータを作成し、健診ご担当者様から健診機関へ予約申込み用データとして提供することができるほか、健診予約変更管理や受診状況の管理に活用できます。

- ◆ 作成方法は情報提供サービスのマニュアル（付録）に掲載しています。
- ◆ 情報提供サービスを利用するにはあらかじめ申請が必要です。

情報提供サービスの
利用方法についての
詳細はこちら



ご存じですか？巡回健診

巡回健診とは「公民館」や「保健センター」等を健診会場として
検診車が巡回して行う生活習慣病予防健診のことです。

健診機関が近くにない場合などぜひご利用ください!!

巡回健診について
詳しくはこちら



お問い合わせは健診専用ダイヤルへ

TEL 043-308-0525

受付時間 平日 9:00 ~ 17:00

時間帯によっては電話が繋がりにくい場合がございます。ホームページに健診・巡回健診の情報を掲載しています。

傷病手当金・出産手当金申請について事業主様へのお願い

傷病手当金や出産手当金の事業主記入ページには、申請期間の出勤状況と賃金支給状況を
すべてご記入ください。
賃金の支給・出勤のない場合でも、必ずその旨をご記入ください。

(事業主記入用ページ) ※このページに全て記入してください。

事業主様は
こちらのページに
記入・証明してください。
添付書類は不要です。

※出勤簿(タイムカード)や賃金台帳などのコピーを添付いただきましても、事業主記入ページの記入がない場合は書類をお戻しします。

傷病手当金について
詳しくはこちら



出産手当金について
詳しくはこちら



お問い合わせ先

043-308-0523 (業務グループ)

船橋・市川年金事務所内の協会けんぽ出張窓口を閉鎖いたします

船橋・市川年金事務所内の協会けんぽ出張窓口は、令和2年9月末日をもちまして閉鎖いたします。
郵送での申請書の提出にご協力いただけますよう、よろしくお願いいたします。

※閉鎖するのは協会けんぽの出張窓口です。船橋・市川年金事務所の閉鎖ではございません。

出張窓口の最終開設日

市川年金事務所 **令和2年9月29日(火)**

船橋年金事務所 **令和2年9月30日(水)**



<申請書は、すべて郵送でご提出いただけます>

<申請書は、協会けんぽのホームページから印刷できます>

年金事務所	協会けんぽ出張窓口開設日	開設時間
市川年金事務所	月初日・火曜日・木曜日 ※火・木曜日が祝日の場合は、翌日開設	8:30~17:15 <不在時間> 12:00~13:00
船橋年金事務所	月初日・月曜日・水曜日・金曜日	
松戸年金事務所	月曜日~金曜日 ※祝日を除く	

~事務ご担当者様へお願い~
退職者の健康保険証回収の徹底にご協力をお願いします。

申請書は、すべて**郵送**で
ご提出いただけます。



メルマガ登録
はこちら→



千葉県社会保険協会 からのお知らせ

令和2年度版

「社会保険の事務手続」テキスト配付中です

社会保険制度を解りやすく解説した、とても役立つテキストです

【申込方法】

下記申込書に必要事項を記入し、角2サイズ(縦33cm 横24cm)の返信用封筒(送付先住所と宛名を明記)と送料140円切手を同封のうえ、下記宛にお申込みください。

なお、140円切手は返信用封筒に貼らずに同封くださいますようお願いいたします。

【申込先】一般財団法人 千葉県社会保険協会 〒260-0001 千葉市中央区都町 3-18-13

※コピーしてお申込みください

令和2年度版「社会保険の事務手続」テキスト申込書

事業所記号番号

事業所名

事務所所在地 〒

事務所TEL

会員事業所の皆様へ

補助券(割引券)ご利用に際してのお願い

現在、新型コロナウイルス感染拡大防止を目的に政府および自治体による様々な対策がとられており、自粛要請等による臨時休業・休館等などの処置が各企業団体および施設でとられています。当協会配付の補助券(割引券)のご利用に際し、施設営業状態につきましては、各施設のホームページまたは電話等にて最新情報をご確認くださいませよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

令和2年5月18日現在における配付中の補助券(割引券)は、下記のとおりです。

- ・ 鴨川シーワールド
- ・ 富士急ハイランド
- ・ 千葉県こどもの国 KidsDom
- ・ 潮干狩り(江川海岸)

受付は6月8日(月)から

被保険者等の健康保持増進事業

「蓮沼ウォーターガーデン」割引券を配付します

幼児から大人までお楽しみいただけます♪

🏊 営業期間

令和2年7月6日(土)～9月22日(火・祝)

※7/6(月)～10(金)、7/13(月)～17(金)、9月の平日は休園

🏊 営業時間

午前9時～午後5時(最終入園は午後4時まで)

※悪天候時は休園となる場合もありますので、お出かけ前に施設に直接お問い合わせください。

蓮沼ウォーターガーデン ☎0475-86-3171 HP→ <http://watergarden.hasunuma.co.jp/>

現在、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、今年度の蓮沼ウォーターガーデンの開園日程が見直されており、上記の営業期間が変わる可能性があります。これに伴い、割引券の受付および送付も記載より遅れることがあります。何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

～蓮沼ウォーターガーデン入園割引券～

種別	一般料金	利用者負担
大人(18歳以上)	1,730円	1,200円
高校生	1,010円	700円
小・中学生	400円	160円
幼児(4歳～未就学児)	200円	80円

※現地窓口にて年齢確認が可能な身分証明書をご提示いただく場合がございます。ご了承ください。



申込方法

下記申込書に必要事項を記入し返信用封筒(送付先明記および94円切手貼付)を必ずご同封のうえ下記申込先まで郵送にてお申込みください。

※注1：原則1事業所各券15枚までとさせていただきます。

※注2：割引券がなくなり次第、配付終了とさせていただきます。ご了承ください。

申込資格

千葉県社会保険協会会員事業所の被保険者の方とそのご家族

申込先

〒260-0001 千葉市中央区都町3-18-13 千葉県社会保険協会 ウォーターガーデン割引券係

※コピーしてお申込みください

蓮沼ウォーターガーデン割引券申込書

種別 ※枚数にご注意ください	大人	枚
	高校生	枚
	小・中学生	枚
	幼児	枚

事業所記号

事業所番号

事業所名

所在地〒

TEL

無料

プロによる 社会保険相談を 受けてみませんか?



**事業所で
シニアライフの相談を
することができます**

千葉県社会保険協会では、退職後のシニアライフの生活設計等のご参考になるよう、当協会が契約する社会保険労務士を各事業所様に派遣し、個別の相談をお受けする事業を行っております。

60歳で定年退職したら…
老齢年金はいくらもらえる?
雇用保険の
失業給付の手続きは?

定年後も再雇用制度で
在職したら…
老齢年金はいくら減額になる?
雇用保険からの
給付金請求手続きは?

例えば・・・

年金加入
不明期間の
確認方法は?



遺族年金、
介護保険について
知りたい!

社会保険についての
研修講師を
事務所に派遣する
ことも可能!!

その他、健康保険関係・労務・人事管理問題などを相談したい事業主様からもOK
相談はお一人から受け付けています

申込
方法

ご希望される会員事業所様は、次頁の社会保険相談申込書に必要事項をご記入のうえ、当協会までFAXか郵送にて、お申し込みくださるようお願いいたします。費用等は一切無料です。

社会保険相談申込書

一般財団法人千葉県社会保険協会

FAXにてお申込みいただくか、コピーしてご郵送ください **(FAX 043-233-3973)**

お申し込みから相談日まで1か月ほどの期間が必要です

申込日 年 月 日

事業所名	
担当者名	
事業所所在地	〒
電話番号	
希望相談日	第1希望 年 月 日 () 時 分 第2希望 年 月 日 () 時 分 第3希望 年 月 日 () 時 分
希望相談人数	人 個別 ・ 集団 (どちらかに○)
事業所までの交通機関	

最寄駅から事業所までの簡単な地図をご記入ください。
(貴事業所に既存のものがあれば、そちらを添付ください。ご記入は不要です。)

※この相談を受ける方々の個人データ等の守秘義務は厳守される契約となっております。

社会保険相談のお申し込みから相談までの流れについて

社会保険相談のお申し込みから相談までは下記のような流れとなります。

個別年金相談の場合

1. 社会保険相談申込書に必要事項をご記入ください。
相談希望日時については、
 - ・ お申し込みから相談日まで **1ヶ月程の期間**が必要です。
 - ・ 相談希望日時は、**第3候補**までご記入ください。



2. 当協会へ FAX にてお申し込みください。
(FAX No. 043-233-3973)



3. 当協会にお申し込み受付後、**委任状**を送付いたします。
※委任状については、当協会から日本年金機構へ相談者様の年金記録等の照会をするために、ご提出いただくものです。



4. 委任状が届きましたら、必要事項をご記入、押印のうえ、同封いたしました返信用封筒にてご返送ください。



5. 相談日時が決定次第、ご連絡いたします。



6. 相談者様の年金記録等が整いましたら、当協会から送付いたします。



7. 社会保険労務士が、ご希望の指定日時、場所で年金相談を行います。

その他の相談の場合

個別年金相談の流れの順番 3、4、6 を除いたものとなります。